

田山輝明著

『成年後見読本』(三省堂、2008年2月発行、2300円+税)

——山田 真由美

2000年4月に施行された新しい成年後見制度は、従前の禁治産及び準禁治産の制度を抜本的に改めた「法定後見制度」と、新たに設けた「任意後見制度」からなる。法定後見制度は、法律の定めによる後見の制度であり、その定めに従って家庭裁判所が成年後見人等を選任しこれに権限を付与する。これに対し任意後見制度は、契約による後見の制度であり、契約により本人が任意後見人を選任しこれに権限を付与するものである。どちらを利用するかは、原則として本人の選択に委ねられる。

法定後見制度によれば、家庭裁判所が適切な判断をしてくれそうであるが、この先に起こる相続と扶養義務のにらみ合いとなることもあり、場合によっては家庭の紛争を早期に引き起こすことにもなりかねない。

そこで、任意後見制度により、本人の自己決定権を尊重し、意思表示が可能な段階で、将来の自分を託す相手を探し契約するとなると、何分万一の自分を描いて契約内容を決めることが、しかもその状態が何年続くかは予測のつかないところなので、非常に難しい選択となる。

例えば、市民法律講座などによくある質問は、「幼いころからの親友に後見人を頼みたい。最も信頼できるのは彼だけだ。自分が意思能力を無くしても、自分の性格をよく知っているのできっと適切に取り計らってくれるに違いない。」と言う内容である。つまり「任意後見人として親友を選任できるか?」ということである。答えは「YES」だが、お互い同じような年齢であれば本人よりも先に受任者が死亡することも考えられる。

本書では、このような素朴な疑問から具体的な手続きに至るまで、細かな章建てで解説している点がわかりやすい。とくに高齢者の取引と法的保護としては、民法のみならず割賦販売法

や消費者契約法等の特別法からの解説もあり、消費者被害の実態調査として、「認知症であることや判断能力不十分の証明」「クリーリング・オフを活用した事例」等の具体的な事案を取り上げている。

また、成年後見法の成立と介護保険法との同時施行については、国際的背景や社会的背景を述べた上で法的システムの問題点を指摘し、介護と後見の区別を整理しながら成年後見の役割に言及している。

私は、成年後見制度について講義をするとき、必ず旧制度について比較しながら講義を進める。明治民法における禁治産、準禁治産、そして妻の無能力制度は、日本の戸主制度に必要不可欠な法律であったが、その文字から受けるイメージは暗く、何とも不可思議な感じがする。そんな私の気持ちに学生も共感してくれるかと思いきや、彼らにとては何の感慨も無い様子である。そこへ、「新しい成年後見制度の理念は、ノーマライゼーションであり、意思表示の補完のための制度で、例えば高齢者が……」と言っても益々関心は遠のくばかりである。しかし、誰もが通る「老後」を考えるとき、財産管理や身上監護といった尤も日常的な生活面を、誰がどのように適切に介助してくれるかは最重要事項である。

もっと言えば、成年後見が必要になる場面は「老後」には限らないから、明日のわが身のためにも熟知しておく必要があることを知って欲しい。

さて、本書のタイトルを「成年後見」としながら、成年後見と介護保険の両制度に求められる姿を丁寧に解説している背景には、もともと民法の研究者である著者が、1990年代の初めに、東京都の精神薄弱者・痴呆性高齢者（当時の呼称）擁護機関検討委員会の委員となったこ

とを契機に、障害福祉の関係者との意見交換から高齢者の権利擁護や福祉の問題を権利擁護委員として取扱うことになったことによる。一般的には、成年後見制度の概説に終始するところを、「成年後見審判等の区市町村長による申立て」や「地域福祉権利擁護事業等の位置付け」等、具体的な場面で役立つ内容を平易な文章で紹介されていてわかり易い。

ただし、高齢化へ向けての準備としての法学入門としては、民法改正に至るまでの歴史や、

フランスやドイツをはじめとする諸外国の法制度について比較法的な解説など、初心者にとっては詳細に過ぎる概説かと思われるが、介護保険制度と成年後見制度を車の両輪に例えながら、両制度の緊密な関係をまとめている点は、これから進むべき方策を描く者の予備的知識としてその期待に十分に応える内容である。著者曰く「高齢化のための準備」には欠かせない必見の書である。